

電波制度改革に関する意見

平成 30 年 8 月 1 日

規制改革推進会議

規制改革推進に関する第 2 次答申(平成 29 年 11 月 29 日)(以下「答申」という。)において、電波の有効利用のために今後取り組むべき規制改革項目をとりまとめた。総務省は、これを踏まえて「電波有効利用成長戦略懇談会」を開催し、本年 7 月 9 日、報告書案を公表した。

この報告書案は、答申において取り上げた点に対して検討が相当程度なされていると評価できる。しかし、下記の事項については、答申に沿っていない点、不十分な点がみられる。そのため、総務省は、報告書の最終とりまとめまでに下記の事項についてさらなる検討を行うべきである。

1. 公共部門の割当て・利用状況の「見える化」

- ・公共部門の周波数の利用状況は、一部不公表とされており、米国に比べ、開示範囲が限定的であると認識している。報告書案では、現在全ての項目が不公表とされている無線局免許の情報について、公表項目として 5 項目を公表することが検討されているが、米国などを参考に、将来的な周波数利用計画を公表するなど、当該 5 項目にとどまらず、より詳細な情報開示を進めるべきである。

2. 帯域確保に向けた対応

- ・周波数の返上等を円滑に行うために、新たな返上の仕組みを導入することが閣議決定された。しかし、報告書案では、携帯電話事業者に対してのみ是正勧告や返上の措置を講じることとされており、携帯電話事業者以外に対しては同様の措置が取られておらず、制度上のバランスを欠いている。携帯電話事業者に対する制度の検討と併せて、携帯電話事業者以外にも類似の制度を適用することを至急検討すべきである。
- ・新たな周波数ニーズに対応するため、公共部門、民間部門別に確保・共用の目標を設定すべきである。
- ・周波数移行を促すインセンティブの仕組みの構築については、関係事業者の意向を聞くにとどまっており、十分な検討がなされたとは評価できない。電波の有効利用の観点から、どのような制度設計が最適なのか、諸外国での事例なども踏まえ、至急十分な検討を行うべきである。
- ・公共安全 LTE については、報告書案の方向に沿って推進をさらに加速すべ

きである。

3 . 割当てに関わる制度の見直し

- ・周波数の割当手法の抜本の見直しや二次取引については、関係事業者の意向を聞くだけにとどまっており、周波数の有効利用の観点から、どのような制度設計が最適なのかについて十分な検討がなされたとは評価できない。諸外国の先行事例なども踏まえ、至急十分な検討を行うべきである。
- ・特に「経済的価値を踏まえた金額を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目を総合的に評価し割当てを決定する方式」については、経済的価値を踏まえた価格競争の要素を含めたメカニズムを盛り込むことが制度設計の根幹である。「経済的価値を踏まえた金額」の評価について、評価全体における配点や順位付けなどその設計次第では、価格競争が実質的にはあまり意味を持たず、制度改正の趣旨を没却する制度になりかねない。価格競争の評価が主たる要素となることを明確にし、競争促進及び新規参入促進の観点から具体的な方針をさらに検討すべきである。また、報告書案では、「新たな割当手法により割当てを受けた事業者が、経済的価値に係る負担額を複数年にわたり分納することも可能となるような柔軟な仕組みを導入することも検討すべきである。」とされているが、政府が事業者から徴収すべき財産が確実に保全される方式を、諸外国の事例も参考にして検討すべきである。
- ・IoTなど無線を使ったビジネスの拡大に合わせて、新たな無線事業者の参入や産業振興が求められるが、免許不要局利用の際に、登録や届出等を求めることは、その内容次第では参入の阻害要因になり得る。登録制による需要調整ではなく、免許不要帯域の拡大を検討すべきである。

4 . 経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し

- ・経済的価値に基づく利用料の負担については、「平成 29 年度以降継続的に検討」することが閣議決定されているところであるが、割当手法の設計と歩調をあわせて引き続き検討を進めるべきである。
- ・電波利用料(新たな割当手法により生じる収入を含む)は、必要性の低い支出に充てられることのないよう、電波利用状況調査など真に必要な用途に絞って拡充すべきである。

以上